

羽曳野市有料老人ホームの設置に関する事前協議等事務処理要領

制 定 平成28年 6 月 1 4 日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第8号)に基づき羽曳野市(以下「市」という。)が処理することとされた老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定による有料老人ホームの届出の受理に関する事務に関し、有料老人ホームの設置計画の事前協議等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 市は、羽曳野市内において有料老人ホームを設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)に対して、羽曳野市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指導指針」という。)の適切な運用を図るため、以下に定めるところにより、設置計画の事前申出、事前協議等の手続きを経るよう求めるものとする。

(事前申出)

第3条 設置予定者は、有料老人ホームの設置を計画するに当たり、設置・運営の主体、設置予定場所など計画の基本的な内容を記した有料老人ホーム設置計画事前申出書(様式第1号)を市にあらかじめ提出するものとする。

2 市は、事前申出の内容に対して必要な指導等を行うものとする。

3 建物の新築又は用途の変更については、設置予定者において、消防法(昭和23年法律第186号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令の担当部署と事前の協議を別途進めるものとする。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、前条第2項による指導等を経た後、有料老人ホーム設置事前協議書(様式第2号)を市に提出し、設置計画に係る詳細内容について協議するものとする。ただし、設置予定者が、その設置予定の有料老人ホームについて、大阪府による介護保険法(平成9年法律第123号)第41条に規定する特定施設入居者生活介護又は市による同法第78条の2に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、当該計画が市の老人福祉及び介護保険施策に与える影響等の検討に

資するため、別途、事前協議を行うものとする。

- 2 市は、事前協議の内容に対しては、有料老人ホームの適正な運営に資するよう、指導指針に照らして必要な指導等を行うものとする。

(取下げ)

第 5 条 設置予定者が、事前申出又は事前協議を取り下げる場合は、有料老人ホーム設置計画取下書(様式第 3 号)を市に提出するものとする。

- 2 事前申出及び事前協議手続きにおいて、設置予定者側の事情により、長期にわたり手続きが進行しなかった場合などには、協議再開に際し、事前協議書等の再提出を求めることがある。

(設置届出)

第 6 条 羽曳野市老人福祉法施行細則(平成 12 年羽曳野市規則第 36 号)第 18 条第 1 項に規定する設置の届出は、有料老人ホーム設置計画に係る建築確認済証の交付を受けた後に速やかに行うものとする。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるものの他、有料老人ホームの設置等の事前協議その他の手続きに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。